

阪神高速道路営業規則 新旧対照表

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

新(2023年9月6日～)	旧
<p>第1章 総則 (目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 この規則は、阪神高速道路を通行し、<u>若しくは利用する車両(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第5項に規定する車両をいいます。以下同じです。)</u>の運転者(以下「運転者」といいます。)又は通行し、<u>若しくは利用する者(運転者を除きます。)(以下「利用者」と総称します。)</u>の利便の確保と料金の徴収における適正かつ効率的な取扱いを図ることを目的とします。</p> <p>3 (略) (定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、法、通行方法及び供用約款において定めるものによるほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによります。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ETC専用出入口等 供用約款第6条<u>第1項</u>に規定するETC専用出入口等をいいます。</p> <p>三～十三 (略)</p> <p>(料金の額及び徴収期間等)</p> <p>第3条 当社は、当社が指定する事務所において、法第25条第1項に規定する方法により公告された阪神高速道路の料金の額及び料金徴収期間を記載した書面を備え付け、当社が指定する時間内に利用者<u>及び阪神高速道路を通行し、又は利用する車両の使用者(自動車検査証に記載されている車両の使用者をいい、運転者を除きます。以下「車両の使用者」といいます。)</u>の閲覧に供します。</p> <p><u>2 当社は、法第24条第1項の規定に基づき、車両の使用者に対し、料金(この項において第10条の2第3項第1号に定める後日支払い料金、第14条第1項</u></p>	<p>第1章 総則 (目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 この規則は、阪神高速道路を通行し、<u>又は利用する者(以下「利用者」といいます。)</u>の利便の確保と料金の徴収における適正かつ効率的な取扱いを図ることを目的とします。</p> <p>3 (略) (定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、法、通行方法及び供用約款において定めるものによるほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによります。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ETC専用出入口等 供用約款第6条に規定するETC専用出入口等をいいます。</p> <p>三～十三 (略)</p> <p>(料金の額及び徴収期間)</p> <p>第3条 当社は、当社が指定する事務所において、法第25条第1項に規定する方法により公告された阪神高速道路の料金の額及び料金徴収期間を記載した書面を備え付け、当社が指定する時間内に利用者の閲覧に供します。</p>

新(2023年9月6日～)	旧
<p><u>及び第4項に定める未納金、第15条第2項に定める手数料、同条第3項に定める延滞金並びに法第26条に定める割増金を含みます。)</u>の支払いを求めることがあります。ただし、当該車両の使用者に対する請求により利用者は支払い義務を免れるものではありません。</p> <p>(適正な料金収受に必要な情報収集)</p> <p>第4条 当社は、適正な料金収受を行うため、利用する範囲を示して、当社が定める所定の様式に利用者<u>又は車両の使用者</u>の住所、氏名その他必要な事項の記入を求めることがあります。ただし、次の各号に該当する場合は、当社が収集した情報に基づき、適正と判断する料金を適用して請求します。</p> <p>一～二 (略)</p> <p><u>2 当社が料金を請求するため、利用者の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先等を車両の使用者その他の当該通行車両の関係者から取得することについて、利用者はあらかじめ同意したものとします。</u></p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>(料金車種区分の判別)</p> <p>第7条 当社の係員は、必要に応じ、利用者<u>又は車両の使用者</u>に通行車両の規格、自動車登録番号その他料金車種区分の判別に必要な事項について質問することがあります。</p> <p>2 当社の係員は、必要に応じ、利用者<u>又は車両の使用者</u>に<u>自動車検査証</u>その他の車両の規格の確認に必要な証書の提示又は乗車装置若しくは積載装置その他の車両の規格の確認に必要な装置の確認を求めることがあります。</p> <p>3 当社は、料金所における円滑な支払いに資するため、利用者<u>又は車両の使用者</u>の求めに応じて、使用する車両の車種区分証明書を利用者<u>又は車両の使用者</u>に交付します。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 車種区分証明書の有効期間が満了した場合、及び車種区分証明書の記載事項が変更された場合は、当該車種区分証明書は無効となります。引き続き車種区分証明書が必要な場合、利用者<u>又は車両の使用者</u>は、無効となった車種区分証明書を</p>	<p>(適正な料金収受に必要な情報収集)</p> <p>第4条 当社は、適正な料金収受を行うため、利用する範囲を示して、当社が定める所定の様式に利用者の住所、氏名その他必要な事項の記入を求めることがあります。ただし、次の各号に該当する場合は、当社が収集した情報に基づき、適正と判断する料金を適用して請求します。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>(料金車種区分の判別)</p> <p>第7条 当社の係員は、必要に応じ、利用者通行車両の規格、自動車登録番号その他料金車種区分の判別に必要な事項について質問することがあります。</p> <p>2 当社の係員は、必要に応じ、利用者<u>に車両検査証</u>その他の車両の規格の確認に必要な証書の提示又は乗車装置若しくは積載装置その他の車両の規格の確認に必要な装置の確認を求めることがあります。</p> <p>3 当社は、料金所における円滑な支払いに資するため、利用者の求めに応じて、使用する車両の車種区分証明書を利用者に交付します。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 車種区分証明書の有効期間が満了した場合、及び車種区分証明書の記載事項が変更された場合は、当該車種区分証明書は無効となります。引き続き車種区分証明書が必要な場合、利用者は、無効となった車種区分証明書を返却して、車種区分</p>

新(2023年9月6日～)	旧
<p>返却して、車種区分証明書の更新又は新たな車種区分証明書の交付を受けなくてはなりません。</p> <p>第2章 料金所の通行の方法等</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(E T Cシステムによる通行の方法)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 E T Cシステムを利用する利用者が、前2項の規定に従わずに通行した場合で、当社の責任によらず通行1回の記録の一部がE T Cシステムに記録されていないときは、通行車両の料金車種区分における料金のうち最も高額となる料金に該当する通行をしたものとみなします。ただし、第8章の規定の適用があるときは、当該規定の適用を優先します。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(E T C専用出入口等)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、E T C専用出入口等にE T C通行車以外の通行車両が進入した場合において、当該出入口等から退出できずに、道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)。以下「施行規則」といいます。)第13条第2項第3号に規定するE T C専用施設又は同項第6号に規定する閉鎖施設をやむを得ず通行せざるを得ない場合は、利用者は、当社の係員の指示に従い、次の各号に掲げるいずれかの方法をとるものとします。なお、いずれの方法においても、利用者は、当該施設及びその付近において、通行方法の定めのほか、次条、第12条、第25条、第26条及び第27条の規定を遵守して通行しなければなりません。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 料金の後日支払いをすることを確約したうえで当該施設を通行すること。ただし、供用約款第6条第4項に定めるその他会社が定める車両の利用者である場合は、料金の取扱いについて係員の指示に従うものとします。</p>	<p>証明書の更新又は新たな車種区分証明書の交付を受けなくてはなりません。</p> <p>第2章 料金所の通行の方法等</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(E T Cシステムによる通行の方法)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 E T Cシステムを利用する利用者が、前2項の規定に従わずに通行した場合で、当社の責任によらず通行1回の記録の一部がE T Cシステムに記録されていないときは、通行車両の料金車種区分における通行料金のうち最も高額となる料金に該当する通行をしたものとみなします。ただし、第8章の規定の適用があるときは、当該規定の適用を優先します。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(E T C専用出入口等)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、E T C専用出入口等にE T C通行車以外の通行車両が進入した場合において、当該出入口等から退出できずに、道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)。以下「施行規則」といいます。)第13条第2項第3号に規定するE T C専用施設又は同項第6号に規定する閉鎖施設をやむを得ず通行せざるを得ない場合は、利用者は、当社の係員の指示に従い、次の各号に掲げるいずれかの方法をとるものとします。なお、いずれの方法においても、利用者は、当該施設及びその付近において、通行方法の定めのほか、次条、第12条、第25条、第26条及び第27条の規定を遵守して通行しなければなりません。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 通行料金の後日支払いをすることを確約したうえで当該施設を通行すること。ただし、供用約款第6条第3項に定めるその他会社が定める車両の利用者である場合は、通行料金の取扱いについて係員の指示に従うものとします。</p>

新(2023年9月6日～)	旧
<p>3 利用者は、前項第2号の前段においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。</p> <p>一 当社が指定した期限及び方法により、当該通行に係る料金 <u>(以下「後日支払い料金」といいます。)</u> を支払うこと。</p> <p>二 料金の請求のため当社の係員が氏名、自宅の住所及び電話番号その他の連絡先等について質問した場合は、これに答えること。</p> <p>三 (略)</p> <p>4 利用者が民法(明治29年法律第89号)第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、当該利用者の使用者 <u>(民法第715条に規定する使用者をいい、以下「他人を使用する者」といいます。)</u> に前項第1号に規定する後日支払い料金の支払いを求めることがあります。ただし、<u>当該他人を使用する者</u> に対する請求により当該利用者は支払い義務を免れるものではありません。</p> <p>5 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(未納の取扱い)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者が民法第715条に規定する被用者として通行したときは、当社は、同条の規定により、<u>他人を使用する者</u> に対して当該利用者が支払うべき未納金の支払いを求めることがあります。ただし、当該<u>他人を使用する者</u> に対する請求により当該利用者は当該未納金の支払い義務を免れるものではありません。</p> <p>4 (略)</p> <p>(支払いの督促)</p> <p>第15条 第10条の2 <u>第3項第1号</u> に規定する後日支払い料金及び前条第1項に規定する未納金(以下「未納金等」といいます。)の支払いを確約した場合において、当社が指定した納入期限までに未納金等の全部又は一部の支払いがなさ</p>	<p>3 利用者は、前項第2号の前段においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。</p> <p>一 当社が指定した期限及び方法により、当該通行に係る料金を支払うこと。</p> <p>二 <u>通行料金</u>の請求のため当社の係員が氏名、自宅の住所及び電話番号その他の連絡先等について質問した場合は、これに答えること。</p> <p>三 (略)</p> <p>4 利用者が民法(明治29年法律第89号)第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、当該利用者の使用者に <u>第2項第2号に係る料金</u> の支払いを求めることがあります。ただし、<u>使用者</u> に対する請求により当該利用者は支払い義務を免れるものではありません。</p> <p>5 (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(未納の取扱い)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者が民法 <u>(明治29年法律第89号)</u> 第715条に規定する被用者として通行したときは、当社は、同条の規定により、<u>当該利用者の使用者</u> に対して当該利用者が支払うべき未納金の支払いを求めることがあります。ただし、当該<u>使用者</u> に対する請求により当該利用者は当該未納金の支払い義務を免れるものではありません。</p> <p>4 (略)</p> <p>(支払いの督促)</p> <p>第15条 第10条の2 <u>第2項第2号</u> に規定する通行に係る料金及び前条第1項に規定する未納金(以下「未納金等」という。)の支払いを確約した場合において、当社が指定した納入期限までに未納金等の全部又は一部の支払いがなされない場</p>

新(2023年9月6日～)	旧
<p>れない場合は、当社は、利用者、<u>車両の使用者又は他人を使用する者(以下「利用者等」といいます。)</u>に対して督促状による督促を行います。<u>ただし、他人を使用する者に対する督促は第10条の2第4項及び前条第3項に該当する場合に限りま</u>す。</p>	<p>合は、当社は、利用者(<u>前条第3項に該当する場合は使用者を含みます。</u>)に対して督促状による督促を行います。</p>
<p>2 <u>当社</u>が前項の督促状を発した場合は、利用者<u>等</u>は、手数料を支払わなければなりません。</p>	<p>2 前項の督促状を発した場合は、利用者は、手数料を支払わなければなりません。</p>
<p>3 当社が第1項の督促状で指定した納入期限までに支払いがない場合は、利用者<u>等</u>は、当該未納金等(法第26条の割増金(以下単に「割増金」といいます。))を徴収する場合は、当該割増金を含みます。以下この条において同じです。)に対する延滞金を支払わなければなりません。</p>	<p>3 当社が第1項の督促状で指定した納入期限までに支払いがない場合は、利用者は、当該未納金等(法第26条の割増金(以下単に「割増金」といいます。))を徴収する場合は、当該割増金を含みます。以下この条において同じです。)に対する延滞金を支払わなければなりません。</p>
<p>4～5 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p>
<p>6 利用者<u>等</u>が未納金等、第2項の手数料及び第3項の延滞金の一部を支払った場合は、手数料、延滞金、割増金、未納金等の順に支払いがあったものとして取り扱うものとします。</p>	<p>6 利用者が未納金等、第2項の手数料及び第3項の延滞金の一部を支払った場合は、手数料、延滞金、割増金、未納金等の順に支払いがあったものとして取り扱うものとします。</p>
<p>第3章 支払方法</p>	<p>第3章 支払方法</p>
<p>第16条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>
<p>(ETCカード)</p>	<p>(ETCカード)</p>
<p>第17条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 ETCカードによる阪神高速道路の料金の支払いは、当該料金の全額についてのみの取扱いとし、現金又は他のETCカードその他の支払手段との併用はできません。また、割増金、未納金<u>等</u>、第15条第2項の手数料及び同条第3項の延滞金については、ETCカードによる支払いはできません。</p>	<p>6 ETCカードによる阪神高速道路の料金の支払いは、当該料金の全額についてのみの取扱いとし、現金又は他のETCカードその他の支払手段との併用はできません。また、割増金、未納金、第15条第2項の手数料及び同条第3項の延滞金については、ETCカードによる支払いはできません。</p>
<p>7～10 (略)</p>	<p>7～10 (略)</p>
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>
<p>第4章 領収書等の発行</p>	<p>第4章 領収書等の発行</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>

新(2023年9月6日～)	旧
<p>第5章 割引制度の適用</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(事業者向け大口・多頻度割引)</p> <p>第20条の2 前条ただし書に定めるもののほか、当社は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」といいます。)のいずれかの会社からETCの利用を前提とした事業者向け大口・多頻度割引のために貸与されたETCカード(以下「コーポレートカード」といいます。)を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、三会社から当該コーポレートカードの利用を承認された個人又は法人(事業協同組合を含みます。以下「契約者」といいます。)に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のコーポレートカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、コーポレートカードを利用する者が所属する事業協同組合の組合員のコーポレートカードの全部について行うものとします。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 阪神高速道路において、コーポレートカードの利用の有無にかかわらず不正な方法で料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。</p> <p>四 当社、三会社、首都高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が管理するいずれかの道路において車両制限令(昭和36年政令第265号)に違反(六会社が計測に使用する機器類を用いて計測された情報に基づき、計測対象車両が車両制限令に定める制限値を超過していると認めた場合を含みます。以下同じです。)し、別表1に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が別表2に規定する点数に達したとき。なお、累積点数の起算日は前年度4月1日からと<u>します。</u></p> <p>五～六 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第21条～第23条 (略)</p>	<p>第5章 割引制度の適用</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(事業者向け大口・多頻度割引)</p> <p>第20条の2 前条ただし書に定めるもののほか、当社は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」といいます。)のいずれかの会社からETCの利用を前提とした事業者向け大口・多頻度割引のために貸与されたETCカード(以下「コーポレートカード」といいます。)を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、三会社から当該コーポレートカードの利用を承認された個人又は法人(事業協同組合を含みます。以下「契約者」といいます。)に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のコーポレートカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、コーポレートカードを利用する者が所属する事業協同組合の組合員のコーポレートカードの全部について行うものとします。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 阪神高速道路において、コーポレートカードの利用の有無にかかわらず不正な方法で<u>通行</u>料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。</p> <p>四 当社、三会社、首都高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が管理するいずれかの道路において車両制限令(昭和36年政令第265号)に違反(六会社が計測に使用する機器類を用いて計測された情報に基づき、計測対象車両が車両制限令に定める制限値を超過していると認めた場合を含みます。以下同じです。)し、別表1に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が別表2に規定する点数に達したとき。なお、累積点数の起算日は前年度4月1日からと<u>する。</u></p> <p>五～六 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第21条～第23条 (略)</p>

新(2023年9月6日～)	旧
<p>第6章 乗継制度</p> <p>第24条～第28条 (略)</p> <p>第7章 特別な通行をした場合の料金</p> <p>第29条～第31条 (略)</p> <p>第8章 不正通行</p> <p>(不正通行の定義とその取扱い)</p> <p>第32条 利用者が高速道路等の通行又は利用時に次の各号に掲げる行為により料金の全部又は一部の支払いを免れた場合は、当社は、当該通行又は利用を不正通行として取り扱います。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 法第26条の不法に免れた額は、次の各号の定めるところにより算出します。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当社が不正通行した利用者の通行経路を認定することができない場合は、通行車両の料金車種区分における料金が最も高額となる額。ただし、不正通行した際に料金の一部を支払っているときは、当該料金が最も高額となる額から当該支払済額を差し引いた額</p> <p>三～五 (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 <u>第3条第2項、第10条の2第4項及び</u>第14条第3項の規定は、当社が不正通行した利用者に対して請求又は督促を行う場合に準用します。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 当社は、<u>不正通行を防止し適正な料金を徴収することその他高速道路の適正な利用に資することを目的として</u>、料金所に画像撮影装置を設置し、料金所を通行する全ての車両(自動車登録番号及び利用者の容貌を含みます。以下この項及び次項において同じです。)を撮影し、<u>当該車両の画像を利用することがあります</u>。ただし、第9条、第10条又は第10条の2の規定を遵守して通行した車両</p>	<p>第6章 乗継制度</p> <p>第24条～第28条 (略)</p> <p>第7章 特別な通行をした場合の料金</p> <p>第29条～第31条 (略)</p> <p>第8章 不正通行</p> <p>(不正通行の定義とその取扱い)</p> <p>第32条 利用者が高速道路等の通行又は利用時に次の各号に掲げる行為により料金の全部又は一部の支払いを免れた場合は、当社は、当該通行又は利用を不正通行として取り扱います。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 法第26条の不法に免れた額は、次の各号の定めるところにより算出します。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当社が不正通行した利用者の通行経路を認定することができない場合は、通行車両の料金車種区分における<u>通行</u>料金が最も高額となる額。ただし、不正通行した際に料金の一部を支払っているときは、当該<u>通行</u>料金が最も高額となる額から当該支払済額を差し引いた額</p> <p>三～五 (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 第14条第3項の規定は、当社が不正通行した利用者に対して請求又は督促を行う場合に準用します。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 当社は、<u>利用者が料金の全部又は一部の支払いを免れることを防止するため</u>、料金所に画像撮影装置を設置し、料金所を通行する全ての車両(自動車登録番号及び利用者の容貌を含みます。以下この項及び次項において同じです。)を撮影し<u>ます</u>。ただし、第9条、第10条又は第10条の2の規定を遵守して通行した車両を撮影した画像は、速やかに、かつ、安全な方法で消去するものとします。</p>

新(2023年9月6日～)	旧
<p>を撮影した画像は、速やかに、かつ、安全な方法で消去するものとします。</p> <p>12 (略)</p> <p>第9章 補則</p> <p>第33条～第35条 (略)</p> <p>(誤って走行した場合の取扱い)</p> <p>第36条 利用者が、阪神高速道路において、誤って入口に進入した場合又は走行する経路若しくは退出する出口を誤った場合、当社は、料金の払戻しには応じません。</p> <p>第37条～第38条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、<u>2023年9月6日</u>から施行します。</p>	<p>12 (略)</p> <p>第9章 補則</p> <p>第33条～第35条 (略)</p> <p>(誤って走行した場合の取扱い)</p> <p>第36条 利用者が、阪神高速道路において、誤って入口に進入した場合又は走行する経路若しくは退出する出口を誤った場合、当社は、<u>通行</u>料金の払戻しには応じません。</p> <p>第37条～第38条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、<u>2023年4月1日</u>から施行します。</p>